富士市ものづくり構造転換等事業費補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、燃料・原材料の削減等を図るとともに、代替となる素材や原料の導入・転換などによる脱石油・資源循環に資するものづくり事業の展開を促進し、脱石油・資源循環に資する技術の導入や製品の開発・改良などを通じて事業の構造転換や高度化に取り組むことにより、新規事業の創出や新産業・成長産業への参入等を促進し、持続可能な事業活動図る市内事業者等に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和４２年富士市規則第２８号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　ものづくり構造転換事業　燃料・原材料の削減等を図るとともに、代替となる素材や原料の導入・転換などによる脱石油・資源循環に資するものづくり事業であり、脱石油・資源循環に資する技術の導入や製品の開発・改良などを通じて事業の構造転換や高度化に取り組む新たなものづくり事業をいう。

⑵　中小企業者等　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項に規定する中小企業団体であって、統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）に掲げる大分類Ｅ―製造業及びこれに類する業種であると市長が認めた者をいう。

⑶　大企業者　中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者以外の事業者であって、統計法第２条第９項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に掲げる大分類Ｅ―製造業及びこれに類する業種であると市長が認めた者をいう。

⑷　市内事業者等　中小企業者等又は大企業者であって、市内に本社若しくは主たる事業所を有し、納期が到来した市税を完納している者又は市内に新たに本社若しくは主たる事業所を設置する者をいう。（交付の対象者等）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、燃料・原材料の削減等を図るとともに、代替となる素材や原料の導入・転換などによる脱石油・資源循環に資するものづくり事業の展開を促進し、脱石油・資源循環に資する技術の導入や製品の開発・改良などを通じて事業の構造転換や高度化に取り組む市内中小企業者等とする。ただし、実施する事業が他の支援措置を受け、又は受ける予定

のあるものである場合は、対象としない。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、補助対象経費は二つ以上の区分にまたがることを要件とする。

⑴　出張等に要する経費

⑵　試作品に係る原材料及び副資材の購入に要する経費

⑶　消耗品の購入に要する経費

⑷　指導・相談等を受けた場合に支払う謝礼

⑸　産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、授受及び実施権等を使用するために支払う経費

⑹　加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費

⑺　機械装置、工具又は器具の購入に要する経費

⑻　機械装置、工具又は器具の修繕、リースに要する経費

⑼　その他市長が特に必要と認める経費

２　前項第７号に定める経費は、補助対象経費全体の３分の２に相当する額又は１５０万円のいずれか少ない額を超えて補助対象経費に算入できない。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助金の額は、補助対象経費の合計額に、中小企業者等にあっては３分の２を、大企業にあっては２分の１を、それぞれ乗じて得た額（補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、１５０万円を限度とする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　交付申請書（第１号様式）

⑵　事業計画書（第２号様式）

⑶　収支予算書（第３号様式）

⑷　会社案内（パンフレット等）

⑸　市税完納証明書

⑹　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第７条　市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をし、交付決定通知書（第４号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者が事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（第５号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第９条　補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了後速やかに、実績報告書（第６号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　事業報告書（第７号様式）

⑵　収支決算書（第８号様式）

⑶　補助対象経費の支払を確認できる書類の写し

⑷　成果品、事業過程等の写真

⑸　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（第９号様式）により通知するものとする。

（委任）

第１１条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要領は、令和８年１０月７日から施行する。

２　この要領は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。

第１号様式（第６条関係）

富士市ものづくり構造転換等事業費補助金
交付申請書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

申請者
所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電 話 番 号

富士市ものづくり構造転換等事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　事業テーマ名	
２　補助対象経費の合計額	円
３　補助申請額	円

第２号様式（第６条関係）

事業計画書

１　事業テーマ名

２　事業の予定期間

３　事業の内容

（1）ものづくり構造転換に向けた課題及び事業計画に至る背景等

（2）事業概要

ア　具体的な事業内容

イ　事業の実施に当たり活用するこれまでの技術やノウハウ等

ウ　事業の新規性・独創性

エ　事業の成果目標

４　実施の体制（連携機関と役割）

５　事業の実施に伴う市内産業等に及ぼす影響や効果

６　担当者の役職、氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）

第３号様式（第６条関係）

収　支　予　算　書

１　収入

区　分	金額(円)	摘　要
自己資金		
借入金		
市補助金		
合計		

２　支出

区　分	金額(円)	摘　要
旅費		
原材料費		
消耗品費		
技術指導料		
産業財産権関連費		
委託費		
機器及び設備の整備費		
機器及び設備の修繕・リース費		
合計		

（注）必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。

第４号様式（第７条関係）

富士市ものづくり構造転換等事業費補助金

交付決定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

富士市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった富士市ものづくり構造転換等事業費補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交　付　決　定　額	円

交付の条件　１　富士市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

２　補助金に係る収支に関する帳簿をそろえ、補助金の交付を受けた年度の終了後５年間保管すること。

３　補助事業により整備した機械装置等については、市長の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはならないこと。

第５号様式（第８条関係）

事業変更承認申請書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

申請者
所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電 話 番 号

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた事業を次のとおり変更したいので、申請します。

１　変更の理由	
２　変更の内容	

第６号様式（第９条関係）

実績報告書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

報告者
所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電 話 番 号

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

第７号様式（第９条関係）

事業報告書

事　業　テ　ー　マ　名	
事　業　の　実　施　内　容	
事業により得られた成果	
今　後　の　事　業　計　画　等	
担当者の役職、氏名 及　び　電　話　番　号	（役職）　　（氏名） （電話番号）

第８号様式（第９条関係）

収　支　決　算　書

１　収入

区　分	金額(円)	摘　要
自己資金		
借入金		
市補助金		
合計		

２　支出

区　分	金額(円)	摘　要
旅費		
原材料費		
消耗品費		
技術指導料		
産業財産権関連費		
委託費		
機器及び設備の整備費		
機器及び設備の修繕・リース費		
合計		

（注）補助対象経費の支払を確認できる書類の写しを添付すること。

第９号様式（第１０条関係）

富士市ものづくり構造転換等事業費補助金

交付確定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

年　　月　　日付け　　第　　号により決定した富士市ものづくり構造転換等事業費補助金について、次のとおり確定したので通知します。

交付決定額	円
交付確定額	円